

八潮市立図書館及び公民館公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 本規約は、八潮市立図書館及び公民館（以下「図書館及び公民館」という。）が図書館及び公民館利用者等の利便性向上を目的として提供する公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約は、本サービスの利用者（以下「利用者」という。）に適用するものとする。

2 利用者は本サービスを利用することで、本規約に同意したものとする。

(サービス内容)

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットに接続することができる。

2 本サービスの利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

3 本サービスを利用するために必要な無線 LAN 対応機器（以下「端末」という。）は利用者が用意することとする。また、端末の設定は利用者の責任で行うこととし、図書館及び公民館は個別の設定作業等を行わない。

4 図書館及び公民館は端末の稼働に必要な電源は原則として供給しない。

(利用者端末情報の取得)

第4条 図書館及び公民館は、次に掲げる目的のため、利用者が本サービスを利用した際に機械的に収集するログ情報として利用端末の識別情報等について取得する。

(1) 本サービスの利用状況を調査する場合

(2) 本サービスの内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

2 取得した利用者端末情報の保存期間は最長3か月とする。

(帯域制御)

第5条 図書館及び公民館は、本サービスの不正利用等を防止するため、帯域制御（利用者の一定時間の通信量を意図的に制限することをいう。）を実施することができるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第6条 本サービスを利用可能な場所及び時間は別表のとおりとする。ただし、図書館及び公民館の都合により、変更する場合がある。

(禁止事項)

第7条 利用者は、本サービスの利用に当たって以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 図書館及び公民館又は第三者に損害を与える行為又は損害を与える恐れのある行為

(2) 図書館及び公民館又は第三者の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為

(3) 誹謗中傷する行為

(4) 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為

(5) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為

(6) 法令に違反する行為又はその恐れのある行為

(本サービスの中止)

第8条 図書館及び公民館は、次のいずれかに該当する場合は、利用者へ周知することなく、本サービスの提供を中止できるものとする。

(1) サービスの保守又は工事を行う場合

(2) 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事由がある場合

(3) 地震等の災害が発生し、サービスの運用を通常どおり行うことが不可能な場合

(4) その他一時的なサービスの中止あるいは、本サービスの廃止が必要な場合

(免責)

第9条 図書館及び公民館は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 図書館及び公民館は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止による損害について、一切責任を負わないものとする。

3 図書館及び公民館は、利用者が所有する端末の種類、ソフトウェア等によって、サービスを利用できない場合があっても、一切の責任を負わないものとする。

4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、図書館及び公民館は一切の責任を負わないものとする。

5 図書館及び公民館は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとする。

(本規約の変更)

第10条 図書館及び公民館は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。

附 則

本規約は、令和5年6月13日から施行する。

別表 (第6条関係)

利用場所		利用時間
八潮市立八幡図書館	八潮市中央三丁目 32 番 11 号	図書館及び公民館が開館している時間
八潮市立八幡公民館		